

社会福祉法人 常葉福祉会
役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人常葉福祉会(以下「法人」という。)定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員及び評議員等の職務執行の対価として支払われるものである。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 役員が理事会又は評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び旅費を支払う。

2 評議員が、評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び旅費を支払う。

(理事が勤務した場合の報酬)

第4条 役員が、その職務執行のため勤務した場合には、別表1による報酬及び旅費を支払う。

(監事の報酬等)

第5条 監事が、法人及び事業所の指導監査への立会及び運営状況の指導若しくは監査の業務又はその他理事長の命を受けて法人及び事業所の運營業務に従事したときは、別表1により報酬及び旅費を支払う。

(第三者委員の報酬等)

第6条 第三者委員(苦情解決委員・優先入所検討会委員)が、法人及び事業所に係る会議、業務に従事したときは、別表1により報酬及び旅費を支払う。

(評議員選任・解任委員の報酬等)

第7条 評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表1により報酬及び旅費を支払う。

(出張旅費)

第 8 条 役員及び評議員等が法人業務のため出張する場合は、報酬及び旅費等を支給することができる。

2 旅費等については、社会福祉法人常葉福社会旅費規程を準用する。

ただし、報酬については別表 1 による。

3 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(兼務役員)

第 9 条 法人の設置する施設の職員を兼務する役員等には、この規定を適用しない。

附則

1 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

2 役員費用弁償及び旅費等に関する規程は廃止する。

3 社会福祉法人常葉福社会 役員報酬規程は廃止する。

4 社会福祉法人常葉福社会 評議員費用弁償及び旅費等に関する規程は廃止する。

別表第 1

種別 職種	報 酬	旅費等	備 考
(第 2 条関係) 理事・監事・評議員・ 評議員選任解任委 員・第三者委員	1 回に付 5,000 円	・旅費等については、現に支払った額 ・自家用車使用の場合走行 1 km に付 20 円、 ただし同一市内は対象外	
(第 4 条関係) 理事、監事が法人業 務執行の場合	一日に付 10,000 円 半日の場合 は半額		